

秋の宮温泉郷
国民保養温泉地計画書

令和3年6月
環境省

目 次

1. 温泉地の概要	1
2. 計画の基本方針	1
3. 自然環境、まちなみ、歴史、風土、文化等の維持・保全等に関する方策	2
4. 医学的立場から適正な温泉利用や健康管理について指導が可能な医師の配置計画又は同医師との連携のもと入浴方法等の指導ができる人材の配置計画若しくは育成方針等	3
5. 温泉資源の保護に関する取組方針	4
6. 温泉を衛生的に良好な状態に保つための方策	5
7. 温泉地の特性を活かした温泉の公共的利用増進に関する方策	6
8. 高齢者、障害者等に配慮したまちづくりに関する計画	8
9. 災害防止対策に係る計画及び措置	9

添付

1. 国民保養温泉地位置図
2. 国民保養温泉地区域図

1. 温泉地の概要

本温泉地計画の地域は、秋田県湯沢市雄勝地域の秋の宮温泉郷の周辺を含めた別添図面に表示する地域として、その面積は130.95ha（図上測定）である。

湯沢市は秋田県の最南東部に位置し、山形県、宮城県に隣接している。県都秋田市へは直線距離で約70km、宮城県仙台市へも同じく約95kmである。隣接する両県とは、国道13号、108号及び398号で結ばれており、秋田県の南の玄関口となっている。また、面積は790.91km²で、秋田県の面積の約6.8%を占めている。東方の奥羽山脈、西方の出羽丘陵に囲まれた横手盆地の南端で、盆地を貫流する雄物川と、その支流である皆瀬川、役内川沿いに豊かな水田地帯を形成し、県境付近の西栗駒一帯は、雄大な自然林を有しているほか、豊富な温泉群にも恵まれている。気象は、内陸性で気温の差が大きく、四季折々の自然美を見せてくれる。

本地域の秋の宮温泉郷は、宮城県との県境に近い温泉地で、国道108号線沿いにあり、奈良時代に発見されたと伝えられる秋田県内最古の温泉郷で、役内川のせせらぎが響く、閑静で風光明媚な景観は、武者小路実篤などの文人にも愛された秘湯である。また、各温泉宿がそれぞれ別の源泉を持っている極めて贅沢な温泉地で、地域内には約40カ所の源泉が存在しているほか、地域住民の約7割が自宅に引き湯し、古くから日常生活に温泉が溶け込んでいる。

本地域が国民保養温泉地の指定を受けたのは昭和53年で、現在は、数多くの文化人や著名人に愛されてきた昭和の名宿で令和元年11月に営業を再開した「稲住温泉」、約1,200年前に行基法師により発見されたと伝えられている日本秘湯を守る会会員の「鷹の湯温泉」、体質改善に効果があり飲泉可能な「おなじみ荘」、代々関守を務め関所の名残の馬乗り石がある湯治宿である「保養センター太郎兵衛」、秋田県最南端の温泉リゾートで7つのお風呂が楽しめる「スパ&リゾート秋の宮山荘」、本地域最南端でドライブインを併設している「宝寿温泉」の計6軒が旅館業を営んでおり、開湯元禄15年(1702年)と古く昔ながらの湯治宿であった「新五郎湯」は、惜しまれつつも令和3年1月に廃業している。



夕暮れの鷹の湯温泉

2. 計画の基本方針

秋の宮温泉郷は、古くから湯治場として栄えてきた温泉地であり、豊かな自然環境と歴史的・文化的資産が遺され、閑静な環境が保たれていることから、観光のみならず保養・休養を目的とした宿泊客が訪れている。

本温泉地計画に基づき、秋の宮温泉郷においては、周辺の自然と調和しつつ地域の歴史・文化を活用し、保養・休養の場として来訪者にとって、より魅力のある温泉地を目指していくこととする。

そのため、温泉源の保護、温泉の湧出量、温度、泉質等の保護及び維持に努め、関係設備等については清掃及び検査等衛生面について配慮した自然環境と調和の

とれた方策を図る。

また、散策路等の観光コンテンツの充実に努めるとともに、登山や近隣の観光情報提供機能を設けた休憩所の整備を進め、観光ガイド等との連携による登山や遊歩道散策等と温泉浴を組み合わせたプログラム等の構築を検討する。さらに、温泉地内の各施設について、バリアフリー等未整備箇所についてハードとソフト両面についての方策を講じて改善を行うことにより、高齢者や身体の不自由な人でも快適に休養、療養及び観光ができるよう魅力ある温泉地を目指していく。

3. 自然環境、まちなみ、歴史、風土、文化等の維持・保全等に関する方策

(1) 自然環境、まちなみ、歴史、風土、文化等の概要

秋の宮温泉郷は、湯沢市の最南端の典型的な山岳地帯で、東には山伏岳(1,315m)－虎毛山(1,433m)、南の県境の1,000m級の峯々－軍沢岳(1,193m)、そして西の軍沢岳－立石山(753m)－嶽山(569m)の山々に四方を囲まれており、秋田県内の豪雪地帯の一つで、平地でも2m以上、山岳部では5mを超える積雪量がある。

秋の宮温泉郷は、国道108号線沿い及び近辺に宿泊施設6軒、集落などが点在し、閑静な落ち着いた雰囲気温泉地となっている。

秋の宮温泉郷は、奈良時代養老年間(717～724年)に僧・行基によって発見されたといわれており、秋田県内最古の温泉地とされている。明治時代以降、地域の農民の湯治温泉として、また、自然に恵まれた静かな温泉地として栄え、昭和53年には、国民保養温泉地として、指定されている。

秋の宮温泉郷には、大正13年に国指定天然記念物に指定された世界でも極めて珍しい鯛状珪石(通称:ブリコ石)の産地があるほか、役内川の河原には、温泉が湧き出ている場所があり、自分で湯船を作って足湯を楽しむことができる「川原の湯っこ」や、落差40mの滝「湯ノ又大滝」、森林浴に最適な「湯ノ又散策路」などの観光地が点在している。

また、秋の宮温泉郷の近隣には、「虎毛山」や「高松岳」、「山伏岳」、「神室山」等の登山口があり、多くの登山客が訪れる。登山のために宿泊、また登山後に体を癒すために温泉を利用する人も多い。特に秋の宮温泉郷に最も近い「虎毛山」は、名前にトラの付く日本の山で一番標高があり、日本一のトラの山とも呼ばれている。山頂部に広い湿原を持つみちのくの名峰で、東北百名山に指定されており、山肌を走る幾筋もの沢が虎のしま模様に見えることから虎毛山の名前がつけられたといわれている。山頂に広がる湿原は3haほどの広さがあり、雪解けと同時にヒナザクラ、チングルマ等が咲き誇り、「雲上のオアシス」と呼ばれ、秋になれば湿原全体が黄金色に色づき、まるで毛皮を敷き詰めたかのようなになる。なお、登山道は、平成30年8月の大雨被害により、現在通行止めとなっており、登山道の



虎毛山山頂の湿原

新設などの早期の対応が求められている。

(2) 取組の現状

秋の宮温泉郷は、昭和43年に栗駒国定公園に指定され、自然公園法（昭和32年6月1日法律第161号）に基づき温泉地内の自然景観が保たれているほか、地域自治組織が中心となり地区住民の協力のもと、国道108号線「花街道」事業等の美化活動を実施している。また、毎年2月上旬に、地域住民や温泉宿等が主体となり、「参加する」を意味する秋田の方言「かだる」をキーワードに、参加型の「かだる雪まつり」を開催し地域の行事として活性化に寄与している。

地元の山岳会等により、多くの登山客が訪れる栗駒国定公園内の登山道等において、点検や刈払い、倒木処理、補修を定期的に行い、利用者の安全及び景観の保全を実施している。

平成24年9月23日に湯沢市全域をエリアとする「ゆざわジオパーク」が日本ジオパークに認定され、秋の宮温泉郷並びに秋ノ宮地域の自然環境、まちなみ、歴史、風土、文化等は、平成27年に湯沢市ジオパーク推進協議会が策定した「ゆざわジオパーク保護・保全方針」に基づいて保護・保全することとしている。



かだる雪まつり冬花火

(3) 今後の取組方策

秋の宮温泉郷において、さらに自然環境、まちなみ、歴史、風土、文化等の維持・保全等を図るため、秋田県、湯沢市、秋の宮温泉組合等の関係機関等と調整の上、(2)の取組を継続する。それらに加え温泉利用者のニーズに応えるよう自然環境に配慮したインフラ整備を行う。また、ユニバーサルツーリズムを意識した休憩所等の整備や、施設改修等温泉利用者が心から癒される温泉情緒溢れたまちづくりを推進していく。

4. 医学的立場から適正な温泉利用や健康管理について指導が可能な医師の配置計画又は同医師との連携のもと入浴方法等の指導ができる人材の配置計画若しくは育成方針等

(1) 医師又は人材の配置の状況

秋の宮温泉郷では、医学的立場から適正な温泉利用や健康管理について指導を行う医師又は同医師と連携のもと入浴方法等の指導を行う人材を配置していないが、今後(2)に記載する配置・育成に取り組む。

(2) 配置計画又は育成方針等

秋の宮温泉郷では、医学的立場から適正な温泉利用や健康管理について指導を行

う医師や、同医師との連携のもと入浴方法の指導ができる温泉入浴指導員などの人員の常時配置は行っていないが、湯沢市内に在住する温泉入浴指導員と連携するなど、健康増進とより効果的な温泉療法を促進し、温泉プログラムを安全かつ適切に指導できるように、医師をはじめ温泉入浴指導員や温泉利用指導者の育成と配置に努める。

① 医師

氏名	専門分野	活動内容	配置予定年度
湯沢市雄勝郡 医師会	内科等	温泉利用者からの相談や温泉利用者の 体調不良等に対応。	令和4年度

② 人材

資格	医師との連携を含めた活動内容	配置予定年度	育成方針
温泉入浴指導員	各旅館において、健康増進及び 疾病予防のための、温泉利用を 安全かつ適切に実施できるよう 指導。指導にあたっては、必要 に応じ医師の助言を受けること とする。	令和4年度	湯沢市内に在 住する温泉入 浴指導員が本 温泉地でも活 動できる体制 づくりを進め る。

5. 温泉資源の保護に関する取組方針

(1) 温泉資源の状況

秋の宮温泉郷は、その主な泉質はナトリウム塩化物泉であり、現在8つの源泉が
浴用に利用されており、一部飲用としても利用されている。

No.	源泉	温度 (℃)	湧出量 (l/min)	泉質	湧出状況	所有者	利用 施設
1	荒湯	69.7	610	単純温泉	自然湧出	民間	旅館1
2	里の湯	74.8	270	ナトリウム塩 化物・炭酸水 素塩温泉	自然湧出	民間	
3	鷹の湯温泉	73.3	測定 不可	ナトリウム塩 化物泉	自然湧出	民間	旅館1
4	おなじみ荘	75.0	200.0	ナトリウム塩 化物泉	動力揚湯	民間	旅館1
5	太郎兵衛	73.0	20.0	ナトリウム塩 化物泉	動力揚湯	民間	旅館1
6	自然休養村 管理センタ ー源泉	86.3	250.0	ナトリウム塩 化物泉	動力揚湯	湯沢市	旅館1
7	秋の宮2号 源泉	86.3	100.0	ナトリウム塩 化物泉	動力揚湯	湯沢市	

8	宝寿	47.0	170.0	ナトリウム塩化物・硫酸塩温泉	動力揚湯	民間	旅館 1
---	----	------	-------	----------------	------	----	------

(2) 取組の現状

秋の宮温泉郷における各源泉について、講じているその保護に関する取組の状況は、以下のとおりである。

また、近隣での地熱開発事業による温泉への影響調査を民間が実施している。

源泉	取組	実施主体	実施年度
上記源泉	温度、湧出量、水位等の現地調査と、温泉分析を定期的に行っている。	源泉所有者	平成 27 年～
秋の宮温泉郷	地熱開発事業による影響調査として、上記源泉の一部についてモニタリング調査を定期的に行っており、年 1 回温泉事業者に対して報告を行っている。	民間	平成 22 年～
	地熱開発事業による周辺環境の保全等について、発電事業者と地域住民が情報共有を図るため、年 1 回懇談会を開催している。	湯沢市	平成 26 年～

(3) 今後の取組方策

秋の宮温泉郷において、地熱開発事業の影響を注視していくとともに、温泉資源の保護を一層推進するため、実施主体と調整の上、(2)の取組を継続する。

また、平成27年に湯沢市ジオパーク推進協議会が策定した「ゆざわジオパーク保護・保全方針」に基づき、資源の保護・保全に努めることとする。

6. 温泉を衛生的に良好な状態に保つための方策

(1) 温泉の利用に当たっての関係設備等の状況

秋の宮温泉郷において温泉の利用に当たって使用している設備及び温泉利用の状況は、以下のとおりである。

①浴用利用のみ

温泉地	源泉数	浴用利用施設までの設備	浴用利用施設数
秋の宮温泉郷	1	引湯管	1
	6	引湯管、貯湯槽	4

②飲用利用のみ（該当なし）

温泉地	源泉数	飲用利用施設までの設備	飲用利用施設数

③浴用及び飲用利用

温泉地	源泉数	浴用利用施設及び飲用利用施設 までの設備	施設数
			浴用及び飲用
秋の宮温泉郷	1	引湯管、貯湯槽	1

(2) 取組の現状

秋の宮温泉郷において温泉の利用に当たって使用している設備について、現在講じている衛生面での取組の状況は、以下のとおりである。

設備	区分	取組	実施主体
源泉	自主的	地下水や土砂等が混合しないよう遮水対策を実施。 温度、湧出量、水位等の現地調査、温泉分析調査を定期的実施。	源泉所有者
引湯管	自主的	すべての引湯管、バルブ、ドレン等の点検を定期的実施。	設備所有者
貯湯槽	条例等	すべての貯湯槽について、定期的点検・清掃・消毒等を実施。	設備所有者
浴槽	条例等	<浴槽水> 浴槽水の十分な補給・清浄を保持。 すべての浴槽の浴槽水を毎日交換実施。 循環式浴槽については、週1回以上実施。 <浴槽> すべての浴槽について、浴槽水の排出後の清掃を毎日実施。 循環式浴槽については週1回以上実施。	設備所有者
飲用施設	自主的	一般細菌、大腸菌群等の検査を実施しているほか、設備周辺の清潔保持と清掃の徹底に努めている。	設備所有者
設備周辺	自主的	清掃の徹底と衛生保持に努めている。	源泉所有者 設備所有者

(3) 今後の取組方策

秋の宮温泉郷において、さらに温泉を衛生的に良好に保つため、実施主体と調整の上、温泉という限られた資源を保護するためにも、温泉関係者と協議を行い、保護対策を検討するなど、(2)の取組を継続して行う。

7. 温泉地の特性を活かした温泉の公共的利用増進に関する方策

(1) 温泉の公共的利用の状況

近年の秋の宮温泉における温泉利用の状況は、以下のとおりである。

①過去3年間の温泉の利用者数

(単位：人)

温泉地	区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
秋の宮温泉郷	宿泊	19,969	20,857	24,865
	日帰	3,123	3,590	2,934
合計		23,092	24,447	27,799

②最近1年間（令和元年度）の温泉の利用者数

(単位：人)

温泉地	区分	施設数	総定員	利用者数					
				4月	5月	6月	7月	8月	9月
秋の宮温泉郷	宿泊	7	475	1,511	1,967	1,481	1,257	2,059	1,523
	日帰	7		357	153	385	416	212	262
合計				1,868	2,120	1,866	1,673	2,271	1,785

温泉地	区分	利用者数						
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
秋の宮温泉郷	宿泊	3,691	3,278	2,333	1,891	1,943	1,931	24,865
	日帰	282	378	171	100	160	58	2,934
合計		3,973	3,656	2,504	1,991	2,103	1,989	27,799

(2) 取組の現状

秋の宮温泉郷において、温泉の公共的利用の増進を図るため、現在行っている取組の状況は、以下のとおりである。

温泉地	取組	実施主体
秋の宮温泉郷	二次アクセスとして、予約制乗合タクシー「こまちシャトル」を、湯沢駅から秋の宮温泉郷の区間で通年運行、秋の宮温泉郷から泥湯温泉を経て小安峡を結ぶ区間で季節運行を行い、観光誘客を図っている	湯沢市 湯沢市観光二次アクセス整備推進協議会
	湯沢市公式ホームページなどにより、秋の宮温泉郷について紹介している。また、ゆざわジオパークのジオサイトの一つとして、広くPRするとともに、ジオガイドなどによるガイドを実施している。	湯沢市 湯沢市ジオパーク推進協議会
	温泉郷内宿泊施設の湯めぐりを促進するため、「秋の宮温泉郷十二秘湯絵（ひとえ）めぐり」を実施している。	秋の宮温泉組合
	秋の宮温泉郷への誘客のため、冬祭り「かだる雪まつり」などを実施している。	かだる雪まつり実行委員会 秋の宮温泉組合
	秋の宮温泉郷を含む秋ノ宮地区への誘客のため、グリーンツーリズムなどの体験メニューを提供している。	一般社団法人地域力ワークスやまもり

	多くの観光客や登山客が訪れる栗駒国定公園内の登山道等において、点検や刈払い、倒木処理、補修を定期的を実施し、利用者の安全及び景観の保全を実施。	湯沢市 湯沢山岳会
	秋の宮温泉郷を含む秋ノ宮地区の美化活動を進めている。	地域自治組織

(3) 今後の取組方策

実施主体と調整の上、(2)の取組を継続するとともに、それらに加え、以下の取組を進める。

温泉地	取組	実施主体
秋の宮温泉郷	公衆トイレ等を新設し、温泉客及び観光客の利用に供する。	湯沢市
	秋の宮温泉郷内の観光施設の観光客等が利用しやすい環境整備と観光客等の安全確保に努めていく。	湯沢市
	秋の宮温泉郷の魅力を広くPRしていくため、秋の宮温泉郷PR動画を作成する。	湯沢市

8. 高齢者、障害者等に配慮したまちづくりに関する計画

(1) 公共の用に供する施設の状況

秋の宮温泉郷における公共の用に供する施設の状況は、以下のとおりである。

温泉地	区分	施設
秋の宮温泉郷	公有施設	道路 国道108号線 県道 市道 園地駐車場
	私有施設	旅館 6施設

(2) 取組の現状

秋の宮温泉郷において、高齢者、障害者等に配慮したまちづくりのため、現在行っている取組の状況は、以下のとおりである。

温泉地	区分	施設	取組	実施主体
秋の宮温泉郷	公有施設	道路	国道、県道、市道について定期的に路線の見回りを行い、危険箇所がないか確認をするとともに、必要に応じて改修を実施している。	秋田県、湯沢市
		建造物	現状は特になし。	湯沢市
	私有施設	建築物	宿泊施設において、浴室や廊下、階段などの段差解消を図りながら、利用者の安全確保に努めているほか、一部多目的トイレを設置している。	施設所有者

(3) 今後の取組方策

秋の宮温泉郷において、さらに高齢者、障害者等に配慮したまちづくりを図るため、実施主体と調整の上、(2)の取組を継続する。

温泉地	区分	施設	取組	実施主体
秋の宮温泉郷	公有施設	建築物	公衆トイレ等の新設時は、バリアフリーに配慮した施設とする。	湯沢市
		案内板	案内板及び誘導板等について外国語表記を含めて、設置と改良を進める。	湯沢市
	私有施設	建築物	各施設においても、バリアフリー化等の整備について事業者自らが取り組むよう、市から要請していく。	施設所有者

9. 災害防止対策に係る計画及び措置

(1) 温泉地の地勢及び災害の発生状況

秋の宮温泉郷は、一級河川雄物川支流役内川が国道108号線沿いに流れており、集中豪雨等による増水で河川氾濫、土砂崩れ等の災害が心配されている。また、秋田県内でも有数の豪雪地帯であるため、雪崩等も想定される。

秋田県南部は、自然災害が少ないといわれており、秋の宮温泉郷においても明治43年に甚大な被害があった大水害以降は、大きな災害は発生していない。

(2) 計画及び措置の現状

秋の宮温泉郷が立地する秋ノ宮地区においては、現在、山間部を中心に、雪崩危険箇所、土石流危険渓流・危険箇所、地滑り危険箇所等に指定されており、災害の警戒、防御に関する事項に関し策定している計画及び講じられている措置は、以下のとおりである。

温泉地	計画又は措置	計画又は措置の概要
秋の宮温泉郷	土砂災害警戒区域の指定	『土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律』に基づき、秋田県が指定。
	地域防災計画	災害対策基本法に基づき、湯沢市防災会議が作成した計画であり、災害に関する予防・応急対策・災害復旧・復興についての防災対策になる総合的な計画を策定。
	自主防災組織の育成・強化	防災訓練及び防災に関する研修等への参加。

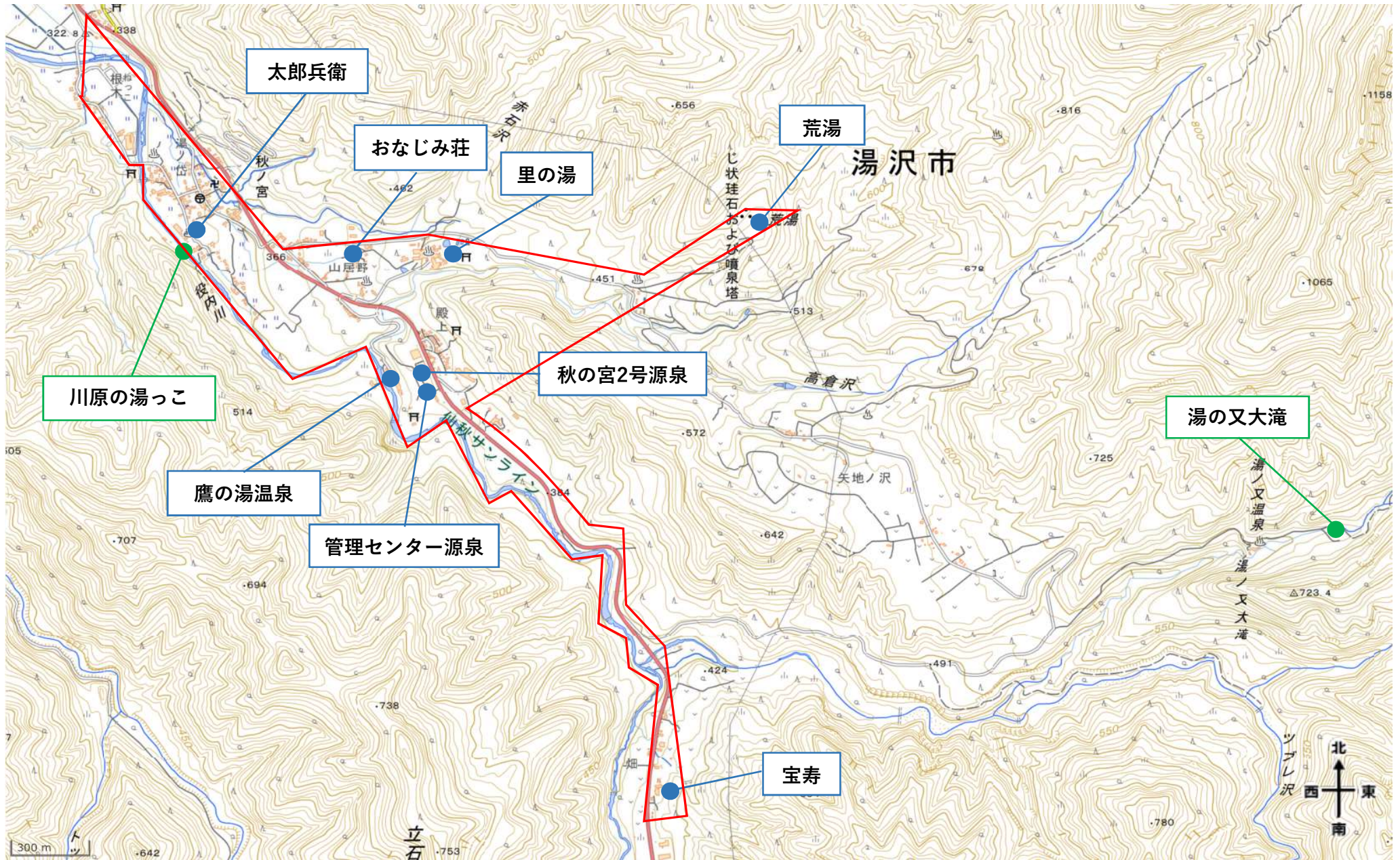
(3) 今後の取組方策

秋の宮温泉郷において、さらに災害の防止を図るため、実施主体と調整の上、(2)の計画及び措置に基づく取組を継続して行う。

位置図



区域図



国土地理院地図（電子Web）より

 計画区域